に関する規約の廃止

部事務組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託

(県法規登載)

(地域行政室)

....

広島県告示第百十I

믁

生活保護法

(福祉指導室)

法による介護扶助のための介護を担当する機関として、

(昭和二十五年法律第百四十四号)

第五十四条の二第一項の規定によっ

ζ

同

次のものを指定した。

広島県知

事

藤

田

雄

Щ

:... :

平成十八年二月六日

示

目

次

解除予定保安林

生活保護法の規定による指定介護機関の廃止 生活保護法の規定による介護機関の指定

公共測量の実施 ......

公共測量の終了.....

•

公

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

公営企業管理規程

県営土地改良事業の換地処分 土地改良事業施行協議の適否決定

土地改良区の清算人の退任

換地処分 (土地改良区)

.....

......

(市町村)

開発行為に関する工事の完了 ......

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の

遊技機の型式の検定の告示 .....

公安委員会告示

内水面漁場管理委員会告示

公の施設の指定管理者の指定 ......

教育委員会教育長告示

県法規登載)



期

号

9

島

県 広島県総務企画部 管理総室文書法制室 2,700円

購読料 月 額 漁業法の規定による公聴会の開催

定

第

発行者 広 委託に関する規約を平成十八年三月一日から廃止する。 昭和五十四年六月二十六日に定めた深品環境衛生組合と広島県との間の公平委員会の事務の 広島県告示第百十一 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第二項の規定により、 平成十八年二月六日

号

(東広島地域事務所) (福山地域事務所) (地域産業振興室) (土木建築総務室) (尾三地域事務所) (開発指導室) Щ 室 :...<u>-</u>  $\overline{\mathcal{H}}$ 四 五 ニック んず会本田クリ 医療法人社団あ もせ聚楽会-もせ聚楽会-もせ聚楽会-な手 有限会社ちいさ ー ビス因島 事 業者の 名 人い 人い 人い 称 番地一 加索 加州 東広島市安 四九 六八〇 - 三野 六八〇 - 三 六八〇 - 三 ·杵原一二九二 -東広島市高屋町 所在地主たる事務所の 四因 四一八番地一六四島市中庄町二 どり ビスセンター みボームヘルプサー 所 宅介護支援事業 宮島ふれあい居 金泉 グルー プホーム 有限会社ちい☆ 因島訪問介護ケア・サー ビス 事 ンター みどりデイサー ビスセ 業 所 の名 称 番地一 原 五四九 東 広島市安芸津 広島県知 九六〇番地6 九六〇番地6 九六〇番地の二廿日市市宮島町 町三津四三三三-東広島市安芸津 四因 事業所の所在地 四一八番地一六四島市中庄町二 事 の島二町 の島二町 藤 九津 一平 一平 一平 一平 指 田 七成・ 七成・ 七成 ----七成 定  $\overline{\circ}$ = 雄 年 月 Щ 日

示

六

1

:								県	県 報 (定期)			第6205号			
	議会 社会福祉法人宮	議会 社会福祉法人宮	議会 社会福祉協	議会 社会福祉協社会福祉法人大	議会	議会 社会福祉法人大	事業者の名称		平成十八年二月六日護機関から居宅介護事業生活保護法(昭和二十	公島県告示第百十三号	会社 タードネットワー	会社 クシステム有限 シードネットワー	もせ聚楽会社会福祉法人い	もせ聚楽会社会福祉法人い	もせ聚楽会社会福祉法人い
	六〇番地の二佐伯郡宮島町九	六〇番地の二佐伯郡宮島町九	六〇番地の二佐伯郡宮島町九	一二四番地 佐伯郡大野町四	一二四番地佐伯郡大野町四	一二四番地 佐伯郡大野町四	所在地主たる事務所の		平成十八年二月六日護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があっ生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五月1997年 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五月1997年 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五月1997年 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五月1997年 (昭和二十五年) 1997年 (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (1997年) (19	三号	番四号 野南一丁目二一 三二 三二	番四号 日二一 日二一	六八〇 - 三	六八〇 - 三廿日市市大野一	六八〇 - 三 一
	ンター みどりデイサー ビスセ	どり ビスセンター みホームヘルプサー	支援事業所宮島町居宅介護	通所介護事業所大野町ふれあい	訪問介護事業所大野町ふれあい	業所 居宅介護支援事 大野町ふれあい	事業所の名称				ション熊野	老所かむながら デイサービス宅	所介護事業所大野ふれあい通	問介護事業所大野ふれあい訪	所 宅介護支援事業 大野ふれあい居
	六〇番地の二佐伯郡宮島町九	六〇番地の二佐伯郡宮島町九	六〇番地の二佐伯郡宮島町九	一二四番地佐伯郡大野町四	一二四番地佐伯郡大野町四	一一九番地 佐伯郡大野町四	事業所の所在地	広島県知事 藤	た。 十条の二の規定によっ		七神九八一五番地 五番地	七 神九八一五番地 安芸郡熊野町初	一二四番地廿日市市大野四	一二四番地廿日市市大野四	一一九番地 廿日市市大野四
	一平 七成 ・ 一 〇	一平 七成 ・ 一 〇	一平 七成 ・ 一 〇	一平 七成 ・ 一 〇	一平 七成 ・ 一 〇	一平 七成 ・ 一 〇	廃 止 年	田雄	て		一平 七成 ・ 二 二	一平 七成 ・ 二 二	一平 七成 ・ 一 ー	一平 七成 ・ 一 ー	一平 七成 ・ ー ー
	_ _ _ _	<u>=</u>	≡	≡	≡	<u>=</u>	月 日	Щ	次の指定介		· _	· _	$\stackrel{\cdot}{=}$	$\dot{\equiv}$	<u>:</u>
作業種類	年二月六日長から、次のとおり公共測量を実施する百十五号				土砂の流出の防備 2 保安林として指定された目的	の		3の解余の里由出の防備	2 保安林として指定された目的安芸郡熊野町字定光一二〇八の二 (次の図に示す部分に限る。)、一1 解除に係る保安林の所在場所		平成十八年二月六日次の保安林を解除予定保安林にした。広島県告示第百十四号	会社 一町100-100-100-100-100-100-100-100-100-100	法人安安芸高田市吉田	市社会福(町吉田二三三四-位法人安)安芸高田市吉田	社協議会 一芸高田市社会福 町吉田二三 四-社会福祉法人安 安芸高田市吉田
					の一から一二〇八				0二 (次の図に示		اڌ	業所向原文持事	<b>号記入護を表記のかかかれる</b> のでは、 のがやき	通所介護事業所安芸高田市社協	かがやき 安芸高田市社協
	広島県知事を藤の道名があった。	言の通知があった。	部林務総室治山室5		の三・字堂畝三一					広島県知事 藤			丁ダニトに香地安芸高田市向原	町坂二八七番地安芸高田市向原	一 町坂二八七番地 安芸高田市向原
	斑雄		及び熊野町役!			九の四・三			_ 二 〇 九 の 二	田雄		- t· - 0		一平 七成 ・ 七	一平 七成 ・ 七
	Щ		場 に 備			一 六 五				Щ		- 0 = -	-	t : = -	t 三 —

規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十八年二月六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 呉市広中町一 - 一八

名称 デオデオ広店

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第五条第一

公

Ξ 広島県告示第百十六号 から通知があった。 平成十七年広島県告示第六百八十四号の告示に係る公共測量が終了した旨、 平成十八年二月六日 作業地域 作業期間 平成十七年十二月九日から平成十八年三月三十一日まで 広島市南区皆実町一丁目、三丁目、 公共測量 (四級基準点 四丁目地区 広島法務局長 五 4 3 2 1

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

千六百五十三平方メートル

広島県知事 藤 田 雄 Щ

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

廃棄物等の保管施設の容量

百四・三四平方メートル 荷さばき施設の面積 四十八台

駐輪場の収容台数

六十台

駐車場の収容台数

三十八・五八立方メートル

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前十時、閉店時刻 午後九時

2 午前九時三十分から午後九時三十分まで 来客が駐車場を利用することができる時間帯

3 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

一項の

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

七 届出年月日

午前八時から午後九時まで

広島県知事

藤

田

雄

Щ

平成十八年一月二十日

八 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室 (広島市中区基町一○番五二号) (平成

十八年三月三十一日まで)

届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

吳市商工観光部商工振興課 (吳市中央六丁目二番九号)

1 期間 九

の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日を除く 平成十八年二月六日から平成十八年六月六日まで。 ただし、土曜日、日曜日及び国民

時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

+ 意見書の提出

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

3

住所 名 称

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

株式会社デオデオ 代表取締役

友則

和寿

は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又

2

小売業を行う者

株式会社デオデオ

代表取締役

和寿

広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年九月二十三日

四

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。 提出期限

2 提出先 平成十八年六月六日

呉市商工観光部商工振興課 (平成十八年四月一日から) 広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室 (平成十八年三月三十一日まで)

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、

する工事の完了について、

次のとおり公告する。

平成十八年二月六日

広島県知事 藤 田 雄

Ш

開発行為に関

Ξ 事業主体

原

市

地区名

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

番一の一部、一〇九五番二、一〇九五番三の一部、一〇九六番三の一部、一一七一番一の 三、一一八五番二、一一八五番三、六一七五番一 八七番一、一〇八七番二、一〇八八番一の一部、一〇八八番二、一〇八八番三、一〇九五 部、一一七三番三、一一七四番一の一部、一一七四番三、一一七四番一三、一一七五番 三原市中之町九丁目一〇八五番一、一〇八五番二、一〇八六番一、一〇八六番二、一〇

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市城町二丁目三番一 - 二〇一号

熊野開発 株式会社

代表取締役 向久保 勝治

清算法人豊田郡大崎町西野土地改良区から次の清算人が退任した旨の届出があった。

平成十八年二月六日

広島県東広島地域事務所長 大 坂 桂

介

氏

住

名

中 光 豊田郡大崎上島町大串二八一〇

年二月二十七日まで縦覧に供する。 で、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月六日から平成十八 九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によって、適当と決定したの 次の土地改良事業施行協議については、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第

内に尾三地域事務所長に申し出ることができる。 なお、この決定に対して異義がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以

> 服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か 月以内に、異議の申し立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。 また、同法第九十六の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不

平成十八年二月六日

広島県尾三地域事務所長 縦覧場所 大 下

和

男

七 宝 農業用排水施設管理事業 三原市役所

世羅郡世羅町所在の広島中央2期地区 (安行地区) 県営土地改良事業 (区画整理事業) の

の規定によって、平成十八年一月三十日換地処分をした。 換地計画に基づいて、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算し

て六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月六日

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十四条

広島県尾三地域事務所長

大

下

和

男

第三項の規定によって、届出があった。 次のとおり換地処分をした旨、土地改良法

平成十八年二月六日

主 地区名

福山市土地改良区

名

広島県福山地域事務所長 処分年月日 旗

手

清

文

土壁上 区画整理事業 平 成 換 地 - 八・ - 二 三

企業

広島県公営企業管理規程第二号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める

平成十八年二月六日

広島県公営企業管理者

中

村

博

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

次のように改正する。 広島県公営企業財務規程 (昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号) の一部を

平成十八年二月六日

指定を受けた者

Ξ

管理の期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

2

主たる事務所の所在地 財団法人広島県教育事業団 名称及び代表者の氏名

理事長

吉田

貞之

広島市中区基町四番一号

指定した年月日

平成十八年一月二十五日

のとする」に改め、同条第二項を削り、 第百二条第一項中「行うものとする」を「当該資産が処分された日の属する月まで行うも / ぴ, 海迴搬 9 ※搬 1 帰の海沿によこ바汁する. 同条第三項を同条第二項とする。

則

年四月一日から適用する。 この規程は、公布の日から施行し、改正後の広島県公営企業財務規程の規定は、平成十七

広島県教育委員会教育長告示第二号

り指定した。 二十八号) 第三条の規定によって、広島県立総合体育館の管理を行う指定管理者を次のとお 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成十六年広島県条例第

靖 直

広島県教育委員会

教育長 関

広島県公安委員会告示第8号

則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 次の遊技機は,遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規

平成18年2月6日

広島県公安委員会

素具表 卟 书 衜

#

5P1093	5P1196	5P1202	5S0988	5P1054	5P1030	5S0951	5S0898	番検 号定
a F	回	o h	o F	回	o h	o h	告示の日 (平成18年 2 月 6 日) から3年間	検定の有効 期間
a F	回	ぱちんこ遊 技機	回胴式遊技 機	回	ぱちんこ遊 技機	o F	回胴式遊技機	遊技機の 種類
CRへる するポン	CRガッチャマン チャマン	CRガッチャペン トマWA	ボンバー マンバク ナユー F	CR海童 くんDN 3C	CR海童 くんDN 2C	インフェ インフェ インフェ インフェ	CRPカリブノカイゾクG	型式名
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番地)	T B	o F	サミー 株式会社 代表取締役 - 片本 通 (東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号サンシャイ ン60)	丁 回	回 上	アピリット株式会社 代表取締役 濱野 隼一 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目9番14号)	株式会社アトム 代表取締役 原野 直也 (東京都台東区東上野二 丁目20番1号)	申請者名(住所)
左 回	左同	在同	左 同	左同	在回	<b>并</b>	ri III	製造業者名(住所)

広島県内水面漁場管理委員会告示第一号

公聴会を開催する。 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十一条第四項の規定によって、次のとおり

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、年令、従事する漁業又は職業及び

意見の要旨を、平成十八年二月十七日までに書面で当委員会へ提出されたい。 なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成十八年二月六日

開催日及び場所

広島県内水面漁場管理委員会

後 藤 文 好

漁業法第十一条の規定に基づき、平成十八年六月五日に免許を予定している漁業の免許 公聴に付する事項 午後二時 (月) 催 日 時 広島県内水面漁場管理委員会委員室広島市中区基町一〇 - 五二 開 催 場 所

広島県内水面漁場管理委員会事務局内広島市中区基町一〇 - 五二 広島地域事務所農林局水産課内広島市中区基町一〇 - 五二 縦 覧 場 所 〇八二 - 二二八 - 二一一 〇八二 - 二二一 - 三七九四 備 考

の内容等の事前決定案

免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

漁業権の存続期間

2

免許予定日 免許の日から平成二十五年十二月三十一日まで

3

平成十八年六月五日

申請期間

告示の日から二箇月以内

関係地区

縦覧期間 縦覧に供するとおり

縦覧場所 平成十八年二月六日から同年二月十七日まで

四